

覚 書 (案)

箕面市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、箕面市立聖苑ESCO事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、本事業に関し、乙が本事業の事業者選定に係る入札（以下「本入札」という。）において落札者として決定されたことを確認し、今後における甲乙間の省エネルギーサービス契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けた基本的事項について定めるものとする。

（当事者の責務）

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて相互に協力しなければならない。

2 甲及び乙は、本覚書の各条文のほか、本入札における「入札説明書」「特記仕様書」及びその関連資料、また乙の作成した提案書の内容を十分理解し、本事業の実現を果たすものとする。

（詳細診断の実施）

第3条 乙は、本覚書の締結後直ちに、自らの責任及び費用負担において、次条に定める包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）の作成のために必要な詳細診断を実施する。

2 甲は、乙の詳細診断にあたり、必要かつ可能な範囲で、乙に対して最大限協力するものとする。

（包括的エネルギー管理計画書の作成）

第4条 乙は、詳細診断の結果に基づき、本入札の特記仕様書に示す内容を網羅した包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成する。

2 乙は、包括的エネルギー管理計画書の作成に際しては、本入札における自らの提案書の内容と大きな乖離が生じないようにしなければならない。

3 乙の作成する包括的エネルギー管理計画書の内容が、提案書と大きく乖離する場合は、補欠の落札候補者との契約交渉が開始するものとし、この際の包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費は乙の負担とする。

（詳細協議）

第5条 甲及び乙は、前条の包括的エネルギー管理計画書に基づき、本事業の実現に向けた詳細協議を行う。

（補助金の申請）

第6条 甲及び乙は、省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続きを協議することとし、当該申請に係る資料作成等は乙が主体として行う。

2 乙は、必要に応じて、甲が行う省エネルギー関連の補助金の申請等の諸手続きに関する協力を行う。

3 乙が本入札の提案時に想定していた補助金の公募がない場合や、当該補助金より条件面で有利な補助金がある場合は、甲と協議の上、提案時に想定していた補助金以外の補助金を申請することについて可とする。

4 補助金申請が不採択となった場合、甲は本事業を一部変更し、または本事業を中止する可能性がある。本事業を変更する際は、その内容に応じて乙は包括的エネルギー管理計画書を修正するものとする。

(事業契約の締結)

第7条 甲及び乙は、本事業に係る詳細協議が整い、かつ甲が補助金の交付決定通知書を受け取った後に、事業契約を締結する。

2 前条第4項もしくは他の事由により、事業契約が締結に至らなかった場合は、甲及び乙が各々支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(法令遵守)

第8条 甲及び乙は、本覚書の履行にあたり、関連諸法令を遵守しなければならない。

(有効期限)

第9条 本覚書は、本覚書の締結から本件事業契約締結まで有効とする。ただし、本件事業契約の締結に至らなかった場合は、本件事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日とする。

(秘密保持)

第10条 乙は、本覚書に関連して甲から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本覚書の履行以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(その他)

第11条 本覚書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(電磁的記録による契約書の効力)

第12条 この契約を電磁的記録による契約書で締結する場合は、電子署名された日付にかかわらず、本書の内容を記録した電磁的記録に記載された契約締結日以降であって電子署名された日付以前に生じた事実、行為等についても効力を有するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号
代表者 箕面市長

乙 住 所
法人名
代表者名